

=====

コンテンツ (No.7)

今回は、3月下旬に北京で開催された WIPO シンポジウム、専利法の改正動向、新たに認定された渉外商標事務所についてお知らせします。添付写真は、WIPO シンポジウムでスピーチする JPO 石井審判部長です。

1. 知的財産権と情報技術に関する WIPO シンポジウム
2. 専利法改正動向
3. 渉外商標事務所があらたに 16カ所認定される。

=====

1. 知的財産権と情報技術に関する WIPO シンポジウム

本年3月23 - 25日、北京の知識産権研修センターにおいて、知的財産権と情報技術に関する WIPO アジア地域シンポジウムが開催された。このシンポジウムは、情報技術を積極的に工業所有権行政や情報普及に活用させて行くことを目的としたもので、アジア各国からの参加者に対して日米欧等の先進国代表から、数々の実例やビジョン等が紹介された。

日本からは JPO の石井審判部長、電子計算機業務課の赤川氏、三菱電機の井上氏らが参加して、日本の経験や先進例を紹介した。

議論の中では、一部の途上国から「パソコン等の低価格化が進んだとはいえ、途上国にとっては依然として高価な買い物である」との意見もでて、今後の検討課題となった。

会議の議長を務めていた知識産権局の馬副局長は、閉会のスピーチを「約10年前に、当時日本の特許庁長官であった吉田長官が、代理人 - 特許庁 - 特許情報利用者のオンラインによる情報化を、当時、「夢」として語っていたのが懐かしく思い出される。夢は必ず実現できる。」と結んだ。

2. 専利法改正動向

本年3月24日付の「中国専利報」によれば、3月15、16日の両日、国家知識産権局は知識産権研修センターで専利法改正の意見募集会議を開催し、中国各省、直轄市、自治区の専利管理機関の代表、SIPO の姜穎局長、馬副局長が会議に参加して、現在検討中の専利法改正案について議論を行ったと報じた。

今回の専利法改正は1992年以来のもので、今回の改正の主な目的は、

- (A) 審査と専利紛争処理期間の長期化への対応
- (B) 専利権の保護強化
- (C) PCT及びWTO TRIP 協定との整合化

である。今回の改正は専利法の部分的修正であり、現在の専利法の基本的仕組み変更はしない模様。また、改正案は来年3月の全国人民代表大会に提出される見込みで、早ければ、来年秋から施行される模様である。

現在検討中の具体的な改正案の内容は主に以下の通り。

- (1) 取消請求制度(専利法§41、42)の廃止

- (2) 実用新案と意匠 - サーチレポート制の導入、予備審査の簡略化
- (3) 実用新案と意匠の最終審についての司法審査の導入
- (4) 専利権無効宣告請求の改革 - 裁判所における無効審理の受理と裁判の当事者の変更
- (5) 専利権の保護を強化 - 販売のための申し出、及び、間接侵害
- (6) 専利管理局に対する行政処罰の権限付与
- (7) 特許協力条約 (P C T) 実施法規の法制化
- (8) 参考資料提出義務の要件緩和と情報提供制度の導入
- (9) 意匠の創作性の向上と権利期間の延長制度
- (1 0) 侵害と見なさない規定 (§ 62) の修正

以下、それぞれの項目について現在検討されている内容を紹介する。

(1) 取消請求制度 (専利法 § 4 1、4 2) の廃止

現在の取消請求制度は 1 9 9 2 年改正の際に、当時の付与前取消制度から付与後の取消請求制度に変更されたものであるが、現在の取消請求制度は次のような問題が存在している。

- (ア) 取消請求及び無効請求制度 (§ 4 8) は、何人も請求可能な点で類似であり、取消請求の理由は無効請求理由の一部となっているため、これら二つの請求制度は重複している。
- (イ) 現在の取消請求の審査は審査部門が担当し、三人の合議体が審査を行っているが、審査部門では大量の滞貨をかかえており、取消請求の処理が大きな負担となっている。
- (ウ) 専利局は、現在、同一の専利権に対して取消請求と無効請求が両方提出された場合、無効請求の方を受理しないこととしている。その結果、一度取消請求がなされると、その結果が出るまで、侵害紛争の被告であっても無効請求を提出することができず、裁判所の訴訟を中止することができなかった。

以上のような理由から、今回の改正では取消請求制度を廃止し (専利法 § 4 1、§ 4 2、§ 4 4 を削除し、§ 4 3、§ 4 8、§ 5 0 の一部分を修正して、改正後は、専利権付与後直ちに、何人も無効請求を提出することができるようににすることが検討されている模様である。

(2) 実用新案と意匠 - サーチレポート制の導入、予備審査の簡略化

専利法実施以来、実用新案の出願は国内出願人に最も活用されてきた制度であるが、現在以下のような問題をかかえている。

- (ア) 実用新案と意匠の出願に対しては予備審査 (専利法実施規則 § 4 4。日本の基礎的要件の審査に類似) のみで登録するため、権利の法的安定性に欠ける。
- (イ) 予備審査のみの登録とはいえ、依然として、より早期の登録への要望が強い。

このため、実用新案と意匠の保護方法について、実用新案又は意匠の権利者が裁判所または専利管理機関に紛争処理を要求する場合は、「専利局が指定した機構によるサーチレポートを裁判所或いは専利管理機関に提出しなければならない。」または、「専利局の指定した機構が作成した評価レポートを提出することができる。」とのいずれかに制度を改正して、無審査による法的不安定性を低減する案を検討中である。これらの案によれば、専利侵害事件を処理する場合、裁判所及び専利管理機関は、評価レポートで権利の有効性が明らかとなった実用新案と意匠につ

いては、審査後の発明専利の場合と同様に、無効請求が提出されても、一般的には審理を中止しないことになると考えられる。

また、実用新案と意匠の審査方法については、現行の予備審査を更に簡略化するため、予備審査制を廃止して方式審査のみの登録制にする、または、予備審査範囲を更に縮小する、といった登録を早期化するための改正案が検討されている。

(3) 実用新案と意匠の最終審についての司法審査の導入

現行(専利法 § 43、§ 49)では、実用新案権と意匠権の権利の消長については専利復審委員会の判断が最終決定となり、司法審査を受けることができない。これは、中国の制度創設当初、裁判所に知的財産権の専門家が不足しており、大量の実用新案と意匠の案件の処理に対応できないと考えられていたためである。しかし、TRIPS協定 § 41(4)により、行政上の最終決定に対しては司法審査の機会が義務づけられていることから、専利法 § 43と § 49を改正し、専利復審委員会の決定に対しては、すべて人民法院に訴訟を提起することができるように改正することを検討中の模様である。

(4) 無効請求の改革 - 裁判所における無効審理の受理と裁判の当事者の変更

現行の専利法 § 48の規定による無効請求は、専利復審委員会、北京市中級人民法院、北京市高級人民法院の実質的三級審理となっている。従って、今後、実用新案と、意匠についても司法審査を認めると、これらについても三級審理が行われることとなる。しかし、この場合、最終の判断が下されるまでの期間が長期化し、迅速な権利保護に支障を来すことも予想される。

(裁判所による権利無効の審理)

このため、全体としての審理期間を短縮し、専利紛争案件の早期解決を図ることを目的として、北京市中級人民法院が、直接、無効請求を受理することも検討されている。このような改正がなされれば、侵害訴訟と無効の判断を同一の裁判官が担当することができ、審査基準の統一と審理の迅速化が図れると考えられている。また、以下に述べる無効審理の当事者問題も同時に解決すると考えられる。

(無効審判不服訴訟の当事者)

現在、専利復審委員会は、専利権の無効の審理を行っているが、審理の結果に不服があって、裁判所に訴えられた場合、中国では当事者の一方は専利復審委員会となっている。訴訟中、専利復審委員会は一方の当事者の利益を代表して法廷に出ることになり、元々中立の立場で審理していた立場から、一方当事者の代理人となっている。無効宣告請求は時として大量の証拠と事実問題を検討することになるが、専利復審委員会が十分に一方当事者の利益を代弁できている保証もなく、このような扱いが問題視されていた。

このため、今回は、上記の裁判所による無効審理の受理が改正されなかった場合でも、専利法 § 49条を「専利復審委員会の審決に対して不服があり起訴する場合は、無効請求請求人又は被請求人を被告とする」というような改正案が検討されている模様である。

(5) 専利権の保護を強化 - 販売のための申し出、及び、間接侵害

(販売のための申し出)

TRIPS 協定第 28 条の規定にしたがい、「販売のための申し出」を禁止行為の一つとして規定

する。

(間接侵害の侵害)

専利権の保護をより強化するため、これまで一部の判例や地方性法規ので認められていた間接侵害行為について、判断を規範化し、専利法に明文の規定を置くことが検討されている模様。

(6) 専利管理局に対する行政処罰の権限付与

現行専利法 § 60 では専利侵害行為が発生した場合、権利者は各級の専利管理機関に訴えることができ、専利管理局は侵害者に侵害行為の差し止め、損害賠償を命じることができるが、商標法(§ 31)、著作権法(§ 46) に規定されるように罰金等の行政処罰を課すことができなかった。このため、今回の改正では、非合法的な所得を没収し、罰金を課す等の権限を専利管理局に与える方向で検討されている模様。

これまで、いくつかの地方性法規では専利管理局に必要な証拠等の保全権限を与えているものが存在していたが、今回の改正ではこのような規定も加入され、専利管理局の権限強化がなされる模様。

(7) 特許協力条約 (P C T) 実施法規の法制化

中国は 1994 年に PCT に加入し、現在では PCT の受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関になっている。しかし、これまで、実施法令は局長令の中華人民共和国専利局第 5 号令があるに過ぎなかった。このため、今回の改正では、手続きを国内段階と国際段階に分けて整理し、国内段階の手続きについては専利法及びその実施細則、国際段階の手続きについては特別立法または行政法規の形で整備することが検討されている模様。

(8) 参考資料提出義務の要件緩和と情報提供制度の導入 (専利法 § 36 の改正)

これまで発明専利の出願人は、実体審査請求の際に関係参考資料を提出しなければならず、特に、発明専利が既に外国で出願されている場合には、実体審査を請求する際に、外国特許庁での検索結果の提出義務があったが、今回の改正では、実体審査の過程で専利局からの要求があった場合にのみ、関係資料を提出しなければならないと改正される模様。

また、これと同時に、出願公開以降は、何人も新規性、進歩性に関する情報提供と意見の陳述を行えることとする情報提供制度を導入する方向で検討が行われている模様。

(9) 意匠の創作性の向上と権利期間の延長制度

従来、専利法 § 23 では「専利権を付与される意匠は、出願日以前に国内外の出願物に公然発表され又は国内で公然使用された意匠と、同一若しくは類似ではないものであるべし」と規定しており、「同一でない」か「類似でない」かのいずれか一方の要件を満たせば意匠の専利権を付与することと解釈されていた。この結果、同一でない意匠がたびたび登録される傾向があった。このため、類似の先行意匠が存在する場合には登録されないような条文が検討されている模様。

また、現在、意匠の権利期間は出願日から 10 年であるが、一部の意匠にとっては保護期間が短いとの指摘がなされており、専利法 § 45 を修正し、意匠権の存続期間が満了し、引き続き使用する必要がある場合には、5 年間権利延長の出願ができるような検討もなされている模様。

(10) 侵害と見なさない規定(§62)の修正

現行、専利法 §62(2)の規定では、善意の第三者を保護する観点から「専利権者の許諾を得ないで製造且つ販売された専利製品であることを知らずに、販売又は使用した場合は専利権侵害と見なさない」との規定がある。しかし、この規定は、本当は侵害品と知っていて販売していた業者に逃げ口上として悪用されることがあり、販売業者を取り締まれないばかりか、仕入れ元等の情報すら聞き出せないという問題があった。

このため、今回の改正では善意の販売者は「侵害責任を持たない」というように改正する方向で議論がなされている。この規定によれば、侵害品の販売業者は、摘発を受けた場合、自分が善意であることを立証するため、仕入れ先(例えば問屋)等の情報を提出しなければならず、このような情報を提供できない場合は、自分が侵害者として罰せられることになる。

一方、仕入先等の情報を提供すれば、今度は侵害の責任がさかのぼり、問屋が追求され、最終的には製造業者にたどり着くというものである。また、販売店や問屋は、一度、侵害品と指摘されれば、それ以降は善意の販売者とはならないので、以後在庫物品を販売することはできなくなるというものである。

3. 渉外商標事務所があらたに16カ所認定される

本年3月15日付けで、国家工商行政管理局は以下の事務所を国内商標代理、及び、渉外商標代理を行う事務所として認定した。

これらの事務所はいずれも、国内商標代理の経験がない事務所である。このような新規に設立された事務所を渉外事務所として認定するのは、今後の渉外事務所制の廃止の前兆とも感じられる。

新しく認可された16の商標国内・渉外代理事務所

1. 北京正理商標事務所
2. 北京英特普羅信息諮詢有限公司
3. 北京博図知識産権諮詢服務中心
4. 北京康信知識産権諮詢服務有限責任公司
5. 北京万惠達諮詢服務有限責任公司
6. 北京集佳專利事務所
7. 中科專利代理有限責任公司
8. 北京亜一知識産権諮詢服務有限責任公司
9. 北京榮安泰知識産権代理有限責任公司
10. 北京捷誠信通信息諮詢服務中心
11. 北京智翁商貿信息中心

12. 北京紀凱知識產權服務有限公司
13. 北京鑫衆鑫商標諮詢有限公司
14. 陝西華林商標事務有限公司
15. 廈門市新華專利代理事務所
16. 中智源知識產權代理有限公司

China IP News Letter =====

日中經濟協會 北京事務所 知財ニュース 1999/4/22 号 (N0.7)

=====

発行人 関 和郎 (Kazuo SEKI)

このニュースは、中国の知的財産権の状況をお伝えするため、幅広く関係者の皆様にお配りして
います。

ご意見・ご質問・ご感想、配布の停止、追加等は

(財)日中経済協会北京事務所知的財産権室

北京市建国門外大街甲 26 号長富宮弁公楼 401 郵編 100022

TEL.+86-10-6528-2781, FAX+86-10-6528-2782

E-mail:関 和郎,seki@public.east.cn.net

韓 艶梅,pkip@public.east.cn.net までご連絡ください。

Copyright 1999 Kazuo Seki, all rights reserved

=====